

皆様にお願ひする活動（美化ボランティア・ふれあいの道・委託・フラワーオアシス推進事業）のあらまし

	道路・河川・海岸美化・都市公園 ボランティア活動助成(推進)事業	ふれあいの道事業	委託事業	フラワーオアシス推進事業
対象場所	県管理道路・河川・海岸・都市公園	除草計画区域内(各建設事務所にお問い合わせ下さい)		県管理河川の高水敷
対象作業	草刈り、清掃、花植え等		除草	花木の苗の植栽、種子蒔き等
最低延長、面積	制限なし	延長概ね500m以上 (250m以上の場合あり)	除草面積1,000㎡以上 (500㎡以上の場合あり)	制限なし
活動回数等	回数制限なし	年3回以上の活動が必要です	年1～2回の除草をして頂きます	回数制限なし
保険の有無	有り(県で一括加入します) 内容:傷害・賠償責任保険		無 (委託料の中に保険料が含まれています ので、各団体で加入して下さい。)	無
県からの支援	活動物品の提供(ゴミ袋、手袋程度) 保険料の県負担	活動物品の提供 (鎌、草刈機の替刃等の物品を、初年度10 万円、次年度3万円、それ以降は次年度の 翌年度から起算して3年目ごとに3万円の 限度で提供します。 保険料の県負担 PR看板の設置	委託料の支払い (委託料込み)	花木の苗、種子及び肥料の提供 (上限50万円)

# 道路や河川・海岸・都市公園の草刈り、花植え、清掃、など、まちづくりに皆様のご参加をお願いします

## 道路・河川・海岸美化・都市公園ボランティア活動助成(推進)事業 (道路・河川は平成7年度、海岸は平成10年度から実施)

近くの道路・河川・海岸・都市公園のゴミ拾い、ちょっとした草刈り、花植えならボランティアでやってもいいよ。続けるのは自信ないけど・・・、という皆様が対象です。  
県からは、活動に必要な物品の提供、活動中の事故に備えて保険料の負担をさせていただきます。  
令和元年度は、道路で160団体、約15,000人、河川で152団体、約20,000人、海岸で76団体、約15,000人、都市公園で1団体、約130人の皆様に参加いただきました。

## ふれあいの道事業 (平成11年度から実施)

近くの道路やまちがきれいになるんだから続けてやってみようかな・・・。ずっと前から、道路の草刈りとかゴミ拾いはやっているよ・・・、という皆様が対象です。  
近くの県管理道路(500m以上、建設事務所長が特に認める場合は250m以上)のお世話(年3回以上の活動)をお願いします。県管理の道路のほかには市町道が含まれていても結構です。  
県からは、活動に必要な物品の提供(上限、1年目10万円、2年目3万円、それ以降は2年目の翌年から起算して3年目ごとに3万円)、活動中の事故に備えて保険料の負担をさせていただきます。  
また、活動場所には、活動をPRする看板を設置させていただきます。  
令和元年度は、11団体、約2,600人の皆様に参加いただきました。

## 委託事業 (平成12年度から実施)

田圃の中の道の草刈りや、掃除は出合いでやっているからいいんだけど。町内を通る国道や県道の草刈りも自分たちでやりたいんだよ。草刈機などの作業物品は持っているし、自分たちでもできそうだ・・・、という皆様が対象です。  
県と委託契約を結び、除草面積に応じて委託料をお支払いします。  
令和元年度は、道路で178団体、約7,500人、河川で261団体、約11,000人、都市公園で5団体、約160人の皆様に参加いただきました。

## フラワーオアシス推進事業 (平成元年度から実施)

家には、樹木や花壇等がないから、憩いの空間として身近なオープンスペースを利用したいなあ。高水敷等を公共的植樹帯や花壇として使用できないだろうか・・・、という皆様が対象です。  
県からは、50万円を上限とし、花木の苗、種子及び肥料の提供をさせていただきます。  
令和元年度は、12団体、約1,000人の皆様に参加いただきました。

**住民団体・ボランティア団体等**  
■活動  
草刈り・清掃・花植え等

**10名以上の住民団体・ボランティア団体等**  
■活動  
500m以上(建設事務所長が特に認める場合は250m以上)の県管理道路※の草刈り・清掃。年3回以上。[除草計画区域が対象です。]  
※ 500m以上(建設事務所長が特に認める場合は250m以上)の県管理道路が含まれていれば、ほかに市町道が含まれても結構です。

**住民団体・ボランティア団体等**  
■活動  
県管理道路及び県管理河川で、草刈り面積1,000㎡以上(建設事務所長が特に認める場合は500㎡以上(道路の場合は100㎡以上))[除草計画区域が対象です。]

**住民団体・ボランティア団体等**  
■活動  
県管理河川で、花木の植栽活動

**県からの支援**  
■物品の提供  
■保険料の負担

**県からの支援**  
■PR看板の設置  
■物品の提供  
■保険料の負担

**県からの支援**  
■委託料の支払い

**県からの支援**  
■花木の苗、種子及び肥料の提供

## 三重県(道路・河川・海岸・都市公園管理者)

お問い合わせは、最寄りの建設事務所へ  
■桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町

[桑名建設事務所] 電話 0594-24-3662  
FAX 0594-24-3696

■伊勢市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町

[伊勢建設事務所] 電話 0596-27-5202  
FAX 0596-27-5256

■四日市市・菟野町・朝日町・川越町

[四日市建設事務所] 電話 059-352-0667  
FAX 059-352-0666

■鳥羽市・志摩市

[志摩建設事務所] 電話 0599-43-9627  
FAX 0599-43-1353

■鈴鹿市・亀山市

[鈴鹿建設事務所] 電話 059-382-8683  
FAX 059-382-1539

■名張市・伊賀市

[伊賀建設事務所] 電話 0595-24-8208  
FAX 0595-24-8241

■津市

[津建設事務所] 電話 059-223-5203  
FAX 059-227-8993

■尾鷲市・紀北町

[尾鷲建設事務所] 電話 0597-23-3527  
FAX 0597-23-2576

■松阪市・多気町・明和町・大台町

[松阪建設事務所] 電話 0598-50-0586  
FAX 0598-50-0624

■熊野市・御浜町・紀宝町

[熊野建設事務所] 電話 0597-89-6141  
FAX 0597-89-6152

■三重県県土整備部道路管理課

電話 059-224-2675  
FAX 059-224-2196

■三重県県土整備部河川課

電話 059-224-2686  
FAX 059-224-2625

■三重県県土整備部都市政策課

電話 059-224-2706  
FAX 059-224-3270

■三重県県土整備部港湾・海岸課

電話 059-224-2700  
FAX 059-224-3117